

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて
(技術的助言)

建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の取扱いの明確化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

また、「既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 4 日付け国住指第 1152 号）は本通知をもって廃止する。

記

- 1 建築物の屋上に当該建築物に電気を供給するために設置する太陽電池発電設備については、法第 2 条第 3 号に規定する建築設備に該当し、設置後の建築物（当該太陽電池発電設備を含む。）は建築基準関係規定に適合する必要がある。
- 2 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備のうち、建築物のメンテナンス等を除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部に該当しない。また、当該架台下の空間は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積及び同項第 8 号に規定する階数に算入されない。
なお、太陽電池発電設備の架台下の空間に通常屋外に設置されるキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、当該空間を屋内的用途に供するものと判断するものではないことに留意されたい。
- 3 既存建築物の屋上に上記 2 の太陽電池発電設備を設置する行為は、法第 2 条第 13 号に規定する増築には該当しないため、法第 87 条の 4 に規定する場合を除き、当該行為に当たって建築確認は不要である。